佐久市保育士移住支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内における保育士の確保及び定着を図るため、長野県外から移住して市内の保育所等に就職した保育士に対し、予算の範囲内で佐久市保育士移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成１７年佐久市規則第４０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）保育所等　次に掲げる施設をいう。

ア　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園

ウ　法第３４条の１５第２項の規定により市長の認可を得て小規模保育事業を行う施設

（２）保育士　保育士資格を有し、保育所等で保育に従事する者をいう。

（３）移住　長野県外から佐久市（以下「本市」という。）に転入し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。ただし、保育所等の就業の日から起算して前後半年以内に住民票を異動した場合に限る。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）保育士資格を有し、保育士登録を受けている者

（２）市内の保育所等に就職するため、本市に移住している者

（３）令和７年４月１日以降に市内に所在する保育所等に雇用され、その後も５年以上保育士として市内の保育所等に勤務する意思を有している者。ただし、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学（短期

大学を含む。）及び専修学校を、補助金の交付申請を行う年度の前の年度の３月に卒業した者を除く。

（４）保育所等の設置者等と直接雇用契約に基づく就業で、１週間の所定労働時間が２０時間以上である者。ただし、期間の定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め１年未満で終了するものではないこと。

（５）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有しない者

（６）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である者

（７）長野県保育士・保育所支援センターに対し、登録申込みを既に行っている、又は補助金の交付申請の際に行う者

（８）長野県保育士修学資金貸付等事業に基づく貸付金を貸与されていない者

（９）本補助金以外に国又は地方公共団体等から同種の補助金等の交付を受けていない者

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、６０万円とする。

（交付の条件）

第５条　次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

（１）補助金の交付申請日から５年以内に本市での居住が困難となった場合又は補助金の交付申請日から５年以内に市内の保育所等で勤務することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（２）補助金に関する調査、報告等について市長から回答を求められた場合は、これに応ずること。

（交付申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市保育士移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）誓約書（様式第２号）

（２）就業証明書（様式第３号）

（３）保育士登録が確認できる書類（保育士証の写し等）

（４）住民票の写し

（５）その他市長が特に必要と認める書類

（交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による交付申請等を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、その結果を佐久市保育士移住支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付が不適当と認めたときは、その理由を付して、佐久市保育士移住支援事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条第１項の規定による通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が補助金の交付を請求するときは、佐久市保育士移住支援事業補助金請求書（様式第６号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第９条　市長は、次の表に規定する返還の要件のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助対象者に対し、返還の区分に応じた額の補助金の返還を求めるものとする。ただし、雇用された保育所等の廃止や災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

返還の要件	返還の区分
（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、本市に居住の実態がない、補助金の要件を満たす就業の実態がない又は暴力団等との関係等の不正事実が明らかとなった場合	補助金の全額に相当する額
（２）補助金の交付申請日から補助金の交付を受けた者が本市外に転出し、又は補助金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年に満たない場合	
（３）補助金の交付申請日から補助金の交付を受けた者が本市外に転出し、又は補助金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年以上で５年に満たない場合	補助金の半額に相当する額

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。

（この要綱の失効に伴う経過措置）

３　この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（申請先）佐久市長

佐久市保育士移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

佐久市保育士移住支援事業補助金交付要綱に基づき、保育士移住支援事業補助金の交付を申請します。

１　申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏　　名		年　　月　　日	
住　　所	〒		
電話番号		携帯番号	
メールアドレス			
保育士登録年月日	年　　月　　日	保育士登録番号	－

２　要件確認事項

（１）住民登録関係

住民票異動年月日	年　　月　　日

（２）就業関係

就業年月日	年　　月　　日		
就業先施設名			
就業先施設所在地	〒	雇用形態	正規・非正規

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。※）

補助金の交付申請日から５年以上継続して、佐久市に居住し、かつ、保育所等に勤務する意思について		Ａ．意思がある		Ｂ．意思がない
長野県保育士・保育所支援センターへの登録状況		Ａ．登録済み		Ｂ．未登録
長野県保育士修学資金貸付等事業に基づく貸付金の有無		Ａ．貸与されていない		Ｂ．貸与されている
過去の交付実績について		Ａ．過去に本事業の交付を受けていない		Ｂ．過去に本事業の交付を受けている

※各種確認事項の「Ｂ．」に○がある場合は、保育士移住支援事業補助金の交付対象となりません。

4　交付申請額　　金　　円

5　申請者の口座情報（必ず申請者本人名義の口座であること。）

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合　　支店
口座種別	普通　・　当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

6　保育士移住支援事業補助金に関する個人情報の取扱同意書

佐久市が、保育士移住支援事業補助金に係る私の個人情報について住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること及び就業先に雇用状況等について聞き取りその他の方法により確認すること等、本事業の実施のために必要な調査を行うことに同意します。また、長野県が実施する保育士移住支援事業補助金に係る事業の円滑な実施等のため、私の個人情報を長野県に提供し、又はその他の関係機関の確認に供することに同意します。

年　　月　　日

（同意先）佐久市長

住所

氏名

7　添付書類

（１）誓約書（様式第２号）
（２）就業証明書（様式第３号）
（３）保育士登録が確認できる書類（保育士証の写し等）
（４）住民票の写し
（５）その他市長が特に必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

誓　　約　　書

保育士移住支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

１　保育士移住支援事業補助金の交付申請者は、交付申請日から５年以内に佐久市外に転出しません。

２　保育士移住支援事業補助金の交付申請者は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でなく、今後も有することはありません。

３　保育士移住支援事業補助金の交付申請日から５年以内に保育士移住支援事業補助金の交付申請者が佐久市での居住が困難となった場合又は保育士移住支援事業補助金の交付申請日から５年以内に佐久市内の保育所等で勤務することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。

４　保育士移住支援事業に関する定期的な報告及び調査等について、長野県又は佐久市から求められた場合には、誠意をもってこれに応じます。

５　佐久市保育士移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を直ちに返還します。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合又は佐久市に居住の実態がない、補助金の要件を満たす就業の実態がない、暴力団等との関係等の不正事実が明らかとなった場合　交付を受けた保育士移住支援事業補助金の全額に相当する額

（２）補助金の交付申請日から、補助金の交付を受けた者が佐久市外に転出し、又は補助金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年に満たない場合　交付を受けた保育士移住支援事業補助金の全額に相当する額

（３）補助金の交付申請日から、補助金の交付を受けた者が佐久市外に転出し、又は補助金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年以上で５年に満たない場合　交付を受けた保育士移住支援事業補助金の半額に相当する額

年　　月　　日

（誓約先）佐久市長

住所

氏名

様式第３号（第６条関係）

就　業　証　明　書

（申請先）佐久市長

施設所在地
施設名
代表者名
（担当者氏名：　　）

下記のとおり相違ないことを証明します。

なお、保育士移住支援事業に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び佐久市の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務者 保育士登録年月日	
勤務者 保育士登録番号	
勤務先施設種別	
就業開始年月日	年　　月　　日
雇用形態	正　規　　・　　非正規

様式第４号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

佐久市保育士移住支援事業補助金交付決定兼確定通知書

様

佐久市長　　印

佐久市保育士移住支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、確定しましたので通知します。

保育士移住支援事業補助金　決定額及び確定額　　円

（備考）

１　佐久市保育士移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額の返還を請求します。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合又は佐久市に居住の実態がない、補助金の要件を満たす就業の実態がない、暴力団等との関係等の不正事実が明らかとなった場合　交付を受けた保育士移住支援事業補助金の全額に相当する額

（２）補助金の交付申請日から、補助金の交付を受けた者が佐久市外に転出し、又は補助金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年に満たない場合　交付を受けた保育士移住支援事業補助金の全額に相当する額

（３）補助金の交付申請日から、補助金の交付を受けた者が佐久市外に転出し、又は補助金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年以上で５年に満たない場合　交付を受けた保育士移住支援事業補助金の半額に相当する額

２　佐久市保育士移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、定期的に必要な事項の報告を求め、また、関係する場所への訪問又は聞き取り等により調査を行います。報告及び調査、情報収集等に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

様式第５号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

佐久市保育士移住支援事業補助金不交付決定通知書

様

佐久市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました佐久市保育士移住支援事業補助金の交付につきましては、下記の理由により不交付としたので通知します。

記

不交付の理由

様式第６号（第８条関係）

佐久市保育士移住支援事業補助金請求書

年　　月　　日

（請求先）佐久市長

住　所
氏　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定兼確定通知のあった佐久市保育士移住支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

１　確定額　　円

２　請求額　　円

３　補助金の振込先

金融機関名 及び支店名	銀行・信用金庫　　支店 信用組合・農協　　支所・出張所
口座種別	普　通　・　当　座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※口座名義人は、申請人と同一人としてください。